

# 令和7年度 大分地方最低賃金審議会運営小委員会

- 1 日時 令和7年8月20日（水）午後1時30分～
- 2 場所 大分労働局 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：井田委員、加藤委員、松隈委員  
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員  
使用者代表：藤野委員
- 4 事務局  
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議 題  
  
(1) 特定最低賃金参考人意見聴取について  
(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について  
(3) その他
- 6 議事録

## 賃金室長

運営小委員会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠に有難うございます。

本日は、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてご審議いただきます。なお、大塚委員、渡辺委員からはご欠席のご連絡をいただいております。

これからの議事進行につきましては、松隈委員長にお願いします。よろしくお願い致します。

## 委員長

ただ今から運営小委員会を開催します。

本年7月15日に開催されました審議会において、承認されましたとおり、特定最低賃金改正決定の必要性の有無については、この運営小委員会において行うこととされました。

8月1日の本審で、労働者側から、6業種の特定最低賃金について改正決定の申出があったと事務局から報告があり「本年度の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」局長から審議会に諮問がありました。

つきましては、本日は、その審議を行います。

それでは、早速、議題1「特定最低賃金参考人意見聴取について」に入ります。

この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

#### 賃金室長

参考人意見聴取については、例年、労側、使側の代表委員のご意見を伺いながら、必要な関係業界の代表の方からご意見をお伺いした上で、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討を行っていたところです。

本年も同様に調整を行いましたところ「各種商品小売業」について意見を聴く必要があることとなり、事務局から関係業界の株式会社トキハの人事部長様にご依頼をし、あらかじめ「特定最低賃金関係労使意見概要書」をご提出いただいております。

しかしながら株式会社トキハの人事部長様が急遽ご出席できなくなったとのご連絡がありましたので、事務局にてのちほど代読させていただきます。

なお、参考人意見聴取に入ります前に本会議の公開について確認をお願いしたいと思います。

資料の大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程第8条では、会議は原則公開とされていますが、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とすることができるとされております。また、同第9条第2項、第3項では議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。

これより参考人として民間企業の方から経営の実情や賃金の額などを踏まえた意見を述べていただくため、個人や団体の権利侵害防

止などの非公開事由に該当する内容と思われます。続いて議題2では公労、公使の2者協議となりますので、本会議の大半は非公開とする内容となります。従いまして、本会議全体及び参考人意見聴取等に係る資料については非公開とし、議事録の公開については7月15日の本審でお諮りしましたとおり、参考人意見聴取と2者協議部分を除いて議事録公開とすることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

委員長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

委員長

それでは、本運営小委員会については会議及び参考人意見聴取等に係る資料については非公開とし、議事録については参考人意見聴取及び2者協議以外の部分を公開することとします。

では、「各種商品小売業」について、参考とする「株式会社トキハ」の意見書を事務局にて代読をお願いします。

【事務局にて意見書を代読】

委員長

以上で参考人意見聴取を終わります。

本来はご質問などがあるところですが、省略させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なし】

委員長

では省略させていただきます。

次に、議題2「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」に入ります。本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

「必要性の有無について」ご審議いただくにあたり、賃金実態調

査に基づき作成した各業種別の引上げ額等と影響率の関係表、これまでの改定状況、協約最低賃金等を資料として配付しておりますので、審議の参考にしていただければと思います。

資料の「対地賃率」につきましては、地域最賃がまだ結審していませんので空欄で作成しております。

なお、「必要性あり」となるためには、特定最賃の制度上、特定最賃額は、地域最賃額を上回る必要があるとともに、労働協約における賃金の最低額を上回ることができませんので、必要性の有無を判断いただく際にご確認いただきたいと思います。

#### 委員長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

それでは、ただ今から、本年度特定最低賃金の改正が必要性の有無ついて審議を進めていくこととします。

「改正の必要性の有無」に対する労使双方の考え方につきまして、お伺いしたいと思います。

はじめに、労働者側委員いかがでしょうか。

#### 藤本委員

先ほどの各種商品小売業、本来であればお越しいただいてお話をお伺いできればよかったですが、急遽ご欠席とのことで残念でございますけれども、各種商品小売業についてはここ8年間、地域最賃に飲み込まれている状態でありますし、参考人意見で現状を聞くとやむを得ないことがあるのかと言わざるを得ないのかと思うんですけれども、これが正しい姿かどうかというところについては、連合としましても抱える産別の中で、各商品小売、今日は阿部次長お越しですけど、そこで働く仲間の皆様がいらっしゃるわけですから、この現状が正しいとは思っていません。

昨日の専門部会でもお話しさせていただきましたけれども、やはり物価も賃金も継続的に上がっていくというのが私達の目指す姿だと思っておりますので、ぜひそこを踏まえた上で企業の皆様にもご理解、ご協力をいただきたいと思います。

連合、労側としての意見でございます。

委員長

次に、使用者側委員いかがでしょうか。

藤野委員

今回、6業種の改正必要性があるということで申出いただいたということでございますけれど、結論から申しまして、昨年と同様、各種商品小売については必要性なしでよいのではないかと考えております。

その理由ですが、まず1点目が、平成29年度に必要性なしとした主な理由が、インターネット販売やコンビニエンスストア、ドラッグストアなどの売上が増大するなど流通業界の状況が様変わりしており、既存の百貨店、総合スーパー等により地域最低賃金より高い最低賃金を設定することには矛盾があるということが大きな理由であったと、私が調べたらなっていたので、その状況は大きく変わっていないんじゃないかと、むしろインターネット販売はその当時よりさらに進んでいるのではないかとということが一つです。

先ほどの参考人意見からも厳しいなと思ったんですけど、地域別最賃で議論されている目安額が6%を超えているような状況があります。地域別最賃がいくらになるか分かりませんが、1点目が平成29年と状況は変わっていない、むしろ進んでいるのではないかとということと、もう一つは現在、地域別最賃を適用しておりまして、エネルギー資源や原材料価格高騰などで厳しい経営状況の中でも大分県は昨年度、地域別最賃でプラス55円、6.12%引き上げたということです。

それから、今年度は昨年以上の目安が示されているので昨年以上の引き上げも想定されることから、今年度についても各種商品小売業につきましては、地域別最賃適用でいいのではないかと。大きくこの2つの理由から、今年あえて改正の必要性があるとは考えておりません。以上でございます。

委員長

ただ今、労働者側委員及び使用者側委員からご意見をいただいた

ところですが、労使のご意見が分かれております。意見調整のため、労使双方と個別に協議をしたいと思っております。事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、公益委員と労使の調整はこの会議室で行いますので、公益委員の皆様は、この会議室に残っていただきます。

労働者側委員の皆様は3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は3階雇用環境・均等室奥の委員会室を控室としてご利用ください。

委員長

それではまずは、公使会議から始めたいと思っておりますので、使側の方はお残りいただいて、労側の方は控室に移動をお願いします。

委員長

それでは公使会議を始めます。

(二者協議)

委員長

全体会議を再開します。

ただ今、2者会議を行い、公益が労使の意見の調整を行ったところですが、労働者側委員より「6業種すべて必要性あり」の意見に対し、使用者側委員からは、「各種商品小売業は改正の必要性なし、その他5業種については必要性有り」とのご意見をいただきました。

各種商品小売業の改正の必要性については、これ以上審議を重ねましても、労使双方から意見の歩み寄りはないと思われます。

したがいまして、本年度の特定最低賃金改正は、「各種商品小売業については、改正の必要性なし。」「他の5業種については、必要性有り。」として取り扱うこととしたいと思っておりますが、よろしいですか。

【異議なし】

委員長

それでは、本年度の特定最低賃金の改正決定については、各種商

品小売業を除く５業種について、その必要性有りとの結論を全会一致で確認します。

以上で、本年度特定最低賃金改正の必要性の有無についての審議はすべて終了したこととなりますが、ただ今の結論については、小委員会報告として取りまとめ、審議会に提出することになります。

事務局は、小委員会報告書(案)を作成し、配付の後、読み上げをお願いします。

賃金室長

小委員会報告書案を作成致しますので、少々お待ちください。

【小委員会報告書案作成、写しを委員に配布】

賃金指導官

お配りしました小委員会報告書をご覧ください。

【報告書(案)の読み上げ】

委員長

ただ今読み上げた報告書（案）にご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

委員長

それでは、本報告書を審議会に提出することとします。冒頭の(案)は、削除願います。

なお、本報告書は審議会に報告し、審議会でも再度確認いただくこととなります。

以上で、本年度特定最低賃金改正の必要性の有無についての本運営小委員会における審議会はすべて終了します。

委員長

それでは、議題３「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 賃金室長

今後の予定ですが、地域最賃の結審後に開催されます本審において、本日の運営小委員会のご報告をいただきます。そのご報告を踏まえ審議会から答申をいただければ、次は、それぞれ特定最賃ごとに、金額改正について諮問をさせていただくこととなります。

また、金額改正の審議につきましては、専門部会を設置することになりますので、労使委員の推薦公示を行い、推薦をいただいた後、各専門部会の委員を任命させていただきます。

第1回の専門部会は、合同会議として、9月18日(木)、午後2時00分から、このビル2階のソフィアホールにて開催させていただきたいと考えております。

委員任命後、各委員の皆様に専門部会の日程調整に関するスケジュール表をお送りしますので、各専門部会の日程につきましては、ご回答いただいた各委員のスケジュールを踏まえ、第1回の専門部会の場で、調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 委員長

以上で、本日の運営小委員会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。